

## 京都府国民健康保険団体連合会 通常総会 議事録

- I 開催日時 令和5年7月26日(水) 午後2時～午後2時56分
- II 開催方法 Web会議
- III 出席者数 会員 38名(委任状による代理出席及び委任状含む)  
事務局 9名
- IV 付議事項

### 【議決事項】

- 議第14号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告
- 議第15号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算
- 議第16号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算
- 議第17号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出決算
- 議第18号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出決算
- 議第19号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 議第20号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算
- 議第21号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 議第22号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算
- 議第23号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算

### 【報告事項】

(令和4年度分)

- 報告第5号 専決処分に付した令和4年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第2号)
- 報告第6号 専決処分に付した令和4年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第1号)
- 報告第7号 専決処分に付した令和4年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算(第1号)

報告第 8 号 専決処分に付した令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

報告第 9 号 専決処分に付した令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

報告第 10 号 弾力条項の適用

#### 【その他】

- ・ 国に財政措置を求める国保中央会による決議について
- ・ 令和 4 年度第 2 回外部監査結果報告に対する措置について（監事報告）
- ・ 国保連合会・国保中央会のめざす方向 2023 について

## V 議事内容

### （理事長挨拶）

理事長を仰せつかっております、長岡京市長の中小路でございます。

通常総会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日、WEB 会議方式による総会の開催をご案内申し上げましたところ、会員の皆様方には、ご多忙の中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から、本会の事業運営にご理解とご協力をいただいております、この場をお借りし、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

先程、開会に先立ち、お亡くなりになりました和束町長の堀 忠雄 様を偲び、皆様とともに黙祷させていただきました。改めて当会への格別なお力添えに深く感謝いたしますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

さて、後程、事務局から事業等のご報告を申し上げますが、令和 4 年度におきましては、通常の診療報酬の審査支払等の業務に加えまして、新型コロナワクチン接種費用や介護サービス事業所等に対する介護職員等処遇改善支援費の請求支払業務といった臨時的な業務につきましても、円滑に実施することができました。

また、懸案となっておりました国保総合システムの更改費用に対する国の補助金につきましては、国保中央会や地方六団体とも連携して要望を行った結果、4 年度分として 54 億円、5 年度分として 57 億円が措置されたところでございます。

今後、6 年度分の費用に対する補助金の確保に向けましても、国保中央会等と連携し、要請行動を進めて参りますので、皆様方のご理解とご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日の総会では、令和 4 年度の事業報告や各会計決算について、ご審議をお願いしておりますほか、理事による専決処分を行いました積立金の補正予算等のご報告をさせていただきます。

WEB 会議方式による総会のため、会員の皆様方にはご不便をおかけすることもあるとは存じますが、十分にご審議をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶

拶とさせていただきます。

(事務局)

次に、本通常総会の議長選任について、いかなる方法で選出すればよろしいでしょうか。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご発言もないようですので、事務局から指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

ご異議がないことを確認させていただきましたので、議長は京丹波町 畠中 町長にお願いいたします。

それでは、畠中町長よろしくをお願いいたします。

— 議長による議事の進行 —

(議長)

京丹波町長の畠中でございます。よろしくお願いいたします。

ご指名によりまして、議長を務めさせていただきます。

本日の総会が円滑に運営できますよう、会員の皆様方のご協力をどうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

議事に入ります前に、本日の通常総会の議事録署名人につきまして、慣例により議長より指名させていただいてよろしいか。ご異議のある方は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議なしと認めまして、議長より指名させていただきます。

与謝野町の山添町長、京都芸術家国民健康保険組合の鎌田理事長、お二人にお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

議決事項の議第 14 号「令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第 14 号 令和 4 年度国保連合会事業報告について、ご説明いたします。

議案書の 3 頁をお開き願います。

「1 はじめに」でございます。

一つ目の○に記載のとおり、4年度においては、診療報酬や介護給付費及び障害介護給付費の審査支払等の通常業務に加えて、新型コロナウイルスの追加接種費用や介護サービス事業所等に対する介護職員等処遇改善支援費の請求支払業務といった臨時的な業務についても、限られた人員の下で円滑な実施に努めて参りました。

二つ目の○へ参りまして、6年4月に更改予定の診療報酬の審査支払の基幹システムである国保総合システムについては、クラウド化やシステムの一部を社会保険診療報酬支払基金のシステムと共同で利用することを国から求められ、システム更改費用が多額に上り、財源の確保が課題となっておりましたが、地方六団体等のご支援の下、4年度分の更改費用に対して54億円、5年度分更改費用に対して57億円の国補助金が措置されており、引き続き、6年度の補助金確保に向けて要望を行って参ります。

また、三つ目の○のとおり、外部監査の指摘を受けて、適正な手数料の設定方針として、4年度以降、業務ごとに3年間を一期間とする収支見通しを作成し、手数料の改定等により収支の均衡を目指すこととしています。4年度においては、国民健康保険事業関係業務及び後期高齢者医療事業関係業務並びに国保の共同処理事業に係る手数料について見直し作業を行い、5年度から必要な手数料改定を行いました。

今後とも、保険者等の皆様方のご理解とご協力の下、経費の節減や個人情報の保護にしっかりと取り組み、円滑な業務運営に努めて参ります。

4頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 令和4年度における主な取組」でございます。

はじめに、(1) 審査支払機能に関する改革工程表に基づく取組の推進については、一つ目及び二つ目の○を併せてご覧いただきまして、厚労省、支払基金及び国保中央会が取りまとめた工程表において、審査結果の不合理的な差異の解消に向けて、支払基金と国保連の統合的なレセプトコンピュータチェックの実現を目指すことを受けて、国保連では、国保総合システムのコンピュータチェックの内容を全国統一するための取り組みを行いました。

4年度におきましては、三つ目の○のとおり、本会が未完了としていた歯科、調剤等のコンピュータチェックについて、全国共通設定を完了しています。

また、四つ目の○へ参りまして、支払基金との6年度の受付領域の共同利用に向けて国保総合システムのクラウド化等の更改を進め、さらに審査・支払領域の共同利用に向けた開発について、厚労省・デジタル庁の参画の下、その対応に注力していく必要があることを記載しています。

次に、(2) 介護保険におけるケアプランデータ連携システムの構築・運用でございます。

一つ目及び二つ目の○を併せてご覧いただきまして、国の規制改革実施計画において、介護サービスの生産性向上のための改革が求められ、国保中央会においては、厚労省からの協力依頼を受けて、介護保険の居宅サービス計画書等を居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で電子データにより連携するシステムの構築が行われ、5年4月からの実施に向けて、システム開発を進めてきました。

本会においては、システムの本稼働に伴い、事業所からの利用届け出の確認や電子証明書の発行業務等を着実に進めて参ります。

引き続きまして、(3)市町村国保への加入勧奨ファイルの提供でございます。

被用者保険における資格喪失後受診から3箇月を経過した時点で、新資格が登録されていない者をオンライン資格確認等システムから抽出して作成した加入勧奨ファイルを4年度においては、21市町村へ提供しました。

次に、(4)新型コロナワクチンの追加接種費用請求支払業務でございます。

一つ目及び二つ目の○に記載のとおり、追加接種及び臨時予防接種を行う期間の延長に伴い、住所地外の医療機関で接種した費用の請求支払業務を国保連が行うとの国の方針に基づく業務の受託に加えて、本会では、一部の市町村から住所地内の医療機関での接種費用の請求支払業務も受託しており、4年度における接種費用の支払額は、約43億円、支払件数は約154万件に上りました。

なお、三つ目の○のとおり、5年度においても臨時接種の延長が行われており、引き続き、円滑な業務の実施に努めて参ります。

最後に、(5)中期的視点に立った事業運営の推進でございます。

一つ目の○では、特定健診・特定保健指導等事業においては、手数料収入に大きな伸びを見込めない中であって、特定健診等データ管理システムの更改に要する財源の確保等が必要なことから、4年度から6年度までの収支見通しを基に手数料を4年4月から改定させていただきました。

二つ目の○に参りまして、4年度においては、国保及び後期高齢者医療事業に係る手数料等の5年度から7年度までの収支を見通したところ、いずれも収支の不足が見込まれたことを受けて、国保事業においては、審査支払手数料等の改定により収支不足を補てんする一方、後期高齢者医療事業においては、収支不足額が小額にとどまるため、手数料等の改定は行わず、経費の節減により収支の均衡を目指すこととしています。

本会における業務の多くは国保総合システムをはじめとする各種システムを活用して行っており、これらシステムの円滑な更改が重要なことから、財政運営の透明性を高めるためにも、業務ごとに3年を一期間とする収支見通しを基に財源の確保に努めて参ります。

6 頁をお開き願います。

「令和 4 年度個別取組」でございます。

6 頁から 10 頁にかけまして、会員の状況や総会、理事会、各種委員会等の開催状況、また、連合会の役員や職員の状況を記載しています。

11 頁以降では、診療報酬や柔道整復療養費等の審査取扱状況、介護保険等のサービス別審査確定件数と給付額の状況、障害介護給付費の審査確定件数と給付額の状況のほか、第三者行為損害賠償求償事務の処理状況等について記載しています。時間の関係もあり、個々の取組状況についての説明は省略させていただきます。

令和 4 年度事業報告のご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、採決に入ることをご異議ございませんか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第 14 号について、原案のとおり承認することに反対の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 14 号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 15 号「令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から議第 23 号「令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までを一括して議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議第 15 号「令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から議第 23 号「令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までは、議案書 235 頁の令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況を用いてご説明します。

237 頁をお開き願います。

はじめに、各会計の業務勘定を除いた歳出決算額の状況をご説明します。

なお、業務勘定については、次の頁以降で、収支状況も含めてご説明申し上げます。

まず、一般会計は、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を計理している会計で、4年度の歳出決算額が24億5,263万円と多額に上っておりますのは、京都府介護・福祉職員処遇改善支援事業の支払業務の事業費23億5,420万円を計上したことによるものでございます。

次に、診療報酬審査支払特別会計でございます。

診療報酬支払勘定については、被保険者数の減少等により、また、新型コロナワクチン接種費用の支出金等を計上した抗体検査等費用支払勘定については、取扱件数の減により共に前年度を下回る決算額となっております。また、出産育児一時金等の支払勘定も昨年度に引き続き減額となっております。一方、感染症に係る公費負担の増等により、公費負担医療の支払勘定の歳出決算額は増加しています。

次に、職員退職手当金の歳出決算額4,830万9千円は、2名の職員に対する退職手当金と退職給付引当資産への積立金で、前年度を下回っておりますのは、退職職員数の減によるものでございます。

次の、高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入金を財源として被保険者に高額療養費相当額を貸付けるもので、令和4年度の貸付件数は、10件、貸付額90万円となっております。

次に、介護保険事業関係業務特別会計でございます。

要介護認定者数や取扱件数の増等を受けて、介護給付費等支払勘定、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定ともに、前年度を上回る歳出決算額となっております。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計については、障害介護給付費、障害児給付費ともに高い伸び率となっておりますが、障害児給付費の伸び率9.3%は、3年度決算の伸び率11.4%に比べて伸びが鈍化しています。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。

後期高齢者医療については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により、診療報酬等の取扱件数が増加し、歳出決算額は前年度を上回っています。また、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定についても感染症に係る公費負担が増加し、対前年度49.8%増の大きな伸びとなっております。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計でございます。

特定健診及び特定保健指導等の実施件数が増加したため、特定健診・特定保健指導等費用支払勘定と後期高齢者健診等費用支払勘定はともに前年度を上回る歳出決算額となっております。

最後に、第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計でございます。

損害保険会社等に対する損害賠償求償の件数及び1件当たりの求償額ともに前年度に比べて増加したことなどから、保険者に対する損害賠償金の支払額は、前年度を16.6%上回っています。

238頁をお開き願います。

業務勘定の収支状況でございます。

最初に、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定につきましては、国の審査支払事務費等補助金や繰越金が減額となるほか、新型コロナウイルスワクチン接種事務手数料が昨年と比べ約2億2,200万円減となったものの、令和6年度の国保総合システムの更改に向け、国保総合システム開発負担金の支払いに充てるため減価償却引当資産からの繰入金が増加したことから、歳入決算額は、前年度を5.1%上回りました。歳出についても、人件費や業務委託費は減となったものの、国保中央会へ国保総合システム開発負担金を支払ったことに伴い一般管理費その他が増加したほか、システム関連経費が増加したことに加えて、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産等への積立金の増により、前年度を6.5%上回る決算額となっています。

最下段に記載しています実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が1,994万4千円悪化し、赤字額が2,622万7千円に拡大しました。

239頁をご覧ください。

介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

国の介護保険事業費補助金が減額となったものの、手数料に加えて保険者からの受託業務による負担金の増により諸収入その他も増加したほか、繰入金や繰越金が増加したことから、歳入決算額は、前年度を15.2%上回りました。歳出についても、人件費は減少したものの、介護給付費共同処理業務の業務委託費の増等により、前年度を12.9%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が589万6千円改善し、1,428万9千円の黒字となっています。

240頁をお開き願います。

障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。

繰越金や電子証明書発行手数料受入金の減により諸収入その他が減となったものの、繰入金や手数料が増加したことから、歳入決算額は、前年度を12.7%上回りました。一方、歳出については、業務委託費や積立金が増加したものの、人件費やシステム関連経費は減少したことから、前年度を0.1%下回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が2,245万6千円改善し、2,119万1千円の黒字となっています。

241頁をご覧ください。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

繰越金が大幅な減額となるほか、国の第三者求償事業補助金も減となったものの、診療報酬審査支払特別会計業務勘定と同様に、国保総合システムの更改に向け、国保総合システム開発負担金の支払いに充てるため減価償却引当資産からの繰入金等が増となったことから、歳入決算額は、前年度を19.1%上回りました。歳出についても、人件費のほか減価償却引当資産等への積立金等が減少したものの、国保中央会へ国保総合システム開発負担金を支払ったことに伴い一般管理費その他が増加したほか、システム関連経費が増加したことから、前年度を17.0%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が9,081万5千円改善し、3,172万1千円の黒字となっています。

242 頁をお開き願います。

最後に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。

繰入金や繰越金も減少したものの、手数料改定に伴い手数料収入が増加し、歳入決算額は、前年度を 5.9% 上回りました。歳出についても、人件費やシステム関連経費は、減となったものの、財政調整基金積立資産や ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金の増加のほか、国保中央会へ支払うデータ管理システム負担金の増等により一般管理費その他が増加したことから、前年度を 4.7% 上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が 1,180 万 7 千円改善し、574 万 7 千円の黒字となりました。

243 頁をご覧願います。

積立資産等の状況でございます。243 頁から 244 頁にかけまして、5 年 3 月 31 日現在の積立資産等の状況を業務勘定ごとに取りまとめています。

まず、減価償却引当資産については、4 年度は国保総合システムの更改に向け、診療報酬審査支払特別会計と後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定から、国保中央会へ国保総合システム開発負担金約 1 億 9,800 万円を支払うための取崩しがあったことから、積立残高は前年度を下回っています。一方、それ以外の業務勘定につきましては、積立残高は前年度を上回っています。

次の財政調整基金積立資産は、特定健診・特定保健指導等事業関係業務特別会計の業務勘定を除いて、積立上限額の 80% を超える積立てを行っています。

次に、電算処理システム導入作業経費積立資産は、4 年度はシステムの更改等による多額の取崩しかなかったことから、いずれの業務勘定においても、積立残高は前年度を上回っています。

次の ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産についても、同様にいずれの業務勘定においても積立残高は前年度を上回っています。

なお、特定健診等の業務勘定においては、4 年度からの手数料改定に伴い手数料収入の増加を受けて収支が改善したことから、財政調整基金と ICT 等を活用した積立資産の積立を開始しました。

次に、244 頁の「6 職員退職手当金特別会計」における退職給付引当資産でございます。今後 5 年間の退職予定者の退職手当金見込額の 5 分の 1 を毎年度積立てるもので、4 年度末残高は、3 億 5,503 万 6 千円となっています。

なお、事業運営安定化積立資産は、平成 26 年度に減価償却引当資産をはじめとする積立資産が制度化される以前に保有していた現金の積立てなどを行っているもので、運用利息のみを積立しています。

245 頁をご覧願います。

本会においては、公認会計士の監査の下、貸借対照表を作成しています。

令和 5 年 3 月 31 日現在の資産等の状況は表に記載のとおりで、246 頁に記載の資産から負債を差引いた正味財産が前年度に比べて約 2 億 9,400 万円の増額となっておりますのは、ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産の増等によるものです。

令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況についてのご説明は、以上のとお

りでございます。

(議長)

ここで監査結果の報告を、向日市 医療保険課長の谷口 様よりお願いいたします。

(監事：向日市 医療保険課 課長 谷口 様 (代理))

向日市医療保険課の谷口でございます。

本日、向日市長の安田が公務のため、失礼ながら代理で監査結果の報告をさせていただきます。

京都府国民健康保険団体連合会規約第 28 条に基づき、令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告書並びに一般会計、各特別会計歳入歳出決算書について、関係帳票並びに証拠書類等に基づき監査を行った結果、業務は適正に執行されており、また、各会計の歳入及び歳出額ともに正確であると認められたことを報告します。

今後とも業務について、徹底した経費削減の下、効率的かつ効果的な運営を行うとともに、内部監査機能及び資金管理体制の充実・強化を図りたい。

また、災害時の対策や個人情報保護対策の一層の充実・強化に努められたい。

令和 5 年 7 月 10 日、監事 向日市長 安田 守、宇治田原町長 西谷 信夫、京都市中央卸売市場国民健康保険組合理事長 中川 恵司。

以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、採決に入ることをご異議ございませんか。ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議なしと認め、採決に入ります。

議第 15 号から議第 23 号までについて、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 15 号から議第 23 号までは、原案のとおり承認いたします。

次に、報告聴取に移ります。

報告第 5 号「専決処分に付した令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）の報告」から報告第 10 号「弾力条項の適用」の以上 6 件を一括して、事務局の説明を求めます。

（事務局：総務課長）

ご報告 6 件の内、「報告第 5 号 専決処分に付した令和 4 年度 国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）」から「報告第 9 号 専決処分に付した令和 4 年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）」まで、以上 5 件を一括してご説明いたします。

なお、これらの補正予算は、総会を招集する暇がなく、国民健康保険法第 25 条第 2 項に基づき、5 年 3 月 24 日付けで、理事の皆様方による専決処分を行いましたので、同条第 3 項に基づき、総会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の 289 頁をお開きいただきまして、参考として添付しております「令和 4 年度国保連合会補正予算（理事専決分）の概要」を用いまして、内容等のご説明をさせていただきます。

まず、報告第 5 号の診療報酬審査支払特別会計は業務勘定の補正で、補正額が 4 億 1,258 万 1 千円、補正後の額が 32 億 8,409 万円、補正予算の内容は、手数料及び繰越金等を財源とした、減価償却引当資産をはじめ資料に記載の 3 種類の積立資産への積立てでございます。

次に、報告第 6 号の介護保険事業関係業務特別会計は業務勘定の補正で、補正額が 1,400 万円、補正後の額が 4 億 8,728 万 3 千円、補正予算の内容は、繰越金を財源とした、ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立てでございます。

次に、報告第 7 号の障害者総合支援法関係業務等特別会計は業務勘定の補正で、補正額が 25 万円、補正後の額が 1 億 5,499 万 6 千円、補正予算の内容は、電子証明書発行手数料受入金を財源とした電子証明書発行手数料支出金の補正でございます。

次の頁へ参りまして、報告第 8 号の後期高齢者医療事業関係業務特別会計は業務勘定の補正で、補正額が 7,560 万円、補正後の額が 15 億 6,161 万 5 千円、補正予算の内容は、手数料及び繰越金等の収入増額分並びに歳出予算の減額分を財源とした、財政調整基金積立資産及び ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立てでございます。

最後に、報告第 9 号の特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計は業務勘定の補正で、補正額が 532 万 8 千円、補正後の額が 6,960 万 6 千円、補正予算の内容は、繰越金を財源とした、ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立てや国保中央会負担金の補正でございます。

令和 4 年度国保連合会の補正予算（理事専決分）の内容は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案書の 293 ページをお開きいただきまして、弾力条項の適用についてでございます。

診療報酬審査支払特別会計において本会の財務規則第 11 条第 2 項の規定を適用したので総会に報告するものでございます。

業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足が生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができるとしており、新型コロナワクチン接種の増加に伴い、支払費用に不足が生じたため、295 ページに記載のとおり、抗体検査等費用に関する支払勘定において 13 億 5,224 万 4 千円を適用いたしました。

弾力条項の適用についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問がないようですので、ご了承いただいたものといたします。

以上で議決事項の審議及び報告事項の聴取は終了いたしました。

ここで、事務局から報告があるようですので、聴取いたします。

(事務局：総務課長)

297 ページをご覧ください。

この文書は、公益社団法人国保中央会において、去る 6 月 30 日の定期総会にて採択され、国保総合システムにおいて国の意向を踏まえ実施する開発等に要する費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、6 年度分についても引き続き国の責任において必要な財政措置を講じるよう求めるものでございます。

国保中央会では、この決議を基に、去る 7 月 12 日に、厚生労働大臣及び財務大臣へ陳情が行われており、本会としても、国保中央会や他の国保連合会と連携し、国補助金の確保に向けて取組を続けて参ります。

決議についてのご報告は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案書の 299 ページをお開きいただきまして、監査法人による外部監査の結果報告を受けて本会が講じた措置について、国保連合会外部監査契約に基づく監査に関する取扱要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、監事の方々から総会へ報告がなされております。

今回の報告は、4 年度 2 回目の外部監査で、1 つ目は、総務課庶務係で直接受付を行う請求書について、支出負担行為兼支出伝票に検査済みの押印のある納品書等が添付されていないものがあるとの指摘を受け、契約代価の支払いをしようとするときは、検査済みの押印のある納品書等を支出負担行為兼支出伝票に添付するよう、内部手続きを見直す措置を講じました。2 つ目は、令和 4 年 12 月分の支出負担行為書の資料添付について、承認後に取り外したことにより添付されていないものがあるとの指摘を受け、今後は、支出負担行為書の資料添付を適切に行う措置を講じました。

外部監査結果報告に対する措置についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(事務局：事務局長)

議案書の 303 ページをお開きください。

国保連合会・国保中央会のめざす方向 2023 についてご説明いたします。

全国の国保連合会と公益社団法人国民健康保険中央会とが共同して、今後の業務の運営の方針等を示す「国保連合会・国保中央会のめざす方向 2023」の策定を進めていたことについては、本年 2 月の総会において、ご報告いたしました。

このめざす方向 2023 が、3 月末の国保中央会の総会で承認されましたので、4 月に保険者の皆様へ概要版及び本編を送付させていただきました。

本会としましては、このめざす方向を本会の事業運営における中長期的な指針に位置付け、他の連合会や国保中央会とも連携し、めざす方向に掲げられた取組を着実に推進することにより更なる発展に努めて参ります。

本日は、概要版を用いてめざす方向の内容をご説明いたします。

305 頁をお開き願います。

めざす方向の「1. はじめに」では、めざす方向の策定の背景と経緯を記載しています。

(1) 策定の背景については、一つ目と二つ目の○のとおり、めざす方向は、平成 27 年に策定し、30 年にめざす方向 2018 をとりまとめましたが、その後、連合会や中央会を取巻く環境が大きく変化してきており、その環境変化を踏まえて、新たなめざす方向を策定したというものです。

また、支払基金との審査支払システムの共同開発・共同利用に向けた取組の状況等を踏まえ、5 年間程度の期間を視野に入れて整理を行うこととされています。

次に、「2. 策定の目的・位置付け」では、めざす方向は、連合会等が業務を行う上で、役職員が持つべき共通の理解と認識を取りまとめたもの、また、今後の対応方針等について、保険者等の関係者と認識を共有する際の基本的な方向性等を取りまとめたものとしています。

3 では連合会・中央会の運営の基本理念と取り巻く環境の変化について記載しており、306 頁をお開きいただき、「4.」では連合会・中央会のめざす方向」について、5 つの項目を記載しています。

連合会は国民健康保険の保険者共同体として必要な業務を行うことを目的として設立されましたが、現状では、後期高齢者医療や介護保険、障害者総合支援に係る業務も行っており、これらの業務量は年々増加しています。

こうした状況を踏まえ、(1) では、連合会は、地方自治体の医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として、都道府県、市町村等の業務を幅広く支援する方向をめざすとしています。

次の (2) 審査支払業務の充実・高度化については、審査支払機能に関する改革工程表に沿って、支払基金との審査基準の統一化を推進し、システムの共同開発、共同利用にあたっては連合会の特性を活かして保険者ニーズに沿った審査手法の充実・高度化を進めるといったものです。

307 頁に参りまして、(3) データヘルス改革の展開です。

国が進めるデータヘルス改革の基盤を支える担い手として支払基金と連携・協力していく一方で、KDB を活用した保健事業等による取組を強化していけるよう、保険者支援としての保健事業と国のデータヘルス改革への参画を相互に関連しあう一体的なものとして取り組むことが重要です。

(4) では、連合会は地方自治体や医師会等の三師会、医療機関や介護事業所等と業務上のつながりがあり、その関係性と医療保険や介護保険の審査支払のノウハウなどを生かして、地域住民の健康と暮らしの基盤を支える組織をめざすとしています。

最後の (5) では、(1) から (4) までのめざす方向を実現するためにも、事業運営資金や人材を確保しつつ、コスト意識に基づく効率的・効果的な事業運営に努めるとして

います。

次に、「5. めざす方向を実現するための包括的で継続的な取組の推進」では、9 つの項目について記載しています。時間の都合上、主なものをご説明します。

(1) は、連合会が医療・保健・介護・福祉の総合専門機関としての役割を果たすために、業務の広がりの実態も踏まえながら、連合会の位置付け、を明確にしていくというものです。

次の (2) は、連合会が医療・保健・介護・福祉の総合専門機関としての役割を果たすために具体的に取り組むべき事項を記載しています。

KDB を活用する連合会の強みを活かし保健事業・データヘルス及び医療費適正化に係る取組を充実することや、市町村を支援している経験や専門性を活かし後期高齢者医療広域連合を支援し連携強化に取り組むとしています。

また、第三者行為求償事務の充実するための取組について、被用者保険の事案についても受託できるよう制度改正を行うことなど方策を検討するとしています。

次に 308 頁をお開き願います。

(4) の各種業務システムの適切な開発・運用等に関わるものでは、システムの開発及び保守運用を担う人材の確保に努め、システムの安定稼働により保険者等の業務の円滑な実施に取り組めます。また、政府方針に基づく国保総合システムの更改は国庫による確実な財政支援が必要不可欠であることから稼働後も国庫補助等の支援措置が必要としています。

309 頁に参りまして、(5) では、保険者等の理解、信頼、協力を得るために、事業運営の見える化と丁寧でわかりやすい説明を行うというもので、システム開発による業務の高度化、効率化のメリット等を説明することや、手数料等算定の在り方については、算定根拠等を明らかにする必要があるとしています。

次に (6) では、地方六団体等の関係者と連携しつつ、連合会・中央会が一体となり積極的に財政支援や制度改正等の要請活動を展開していくことが必要としています。

310 ページをお開きいただきまして、「6. おわりに」に記載のとおり、連合会・中央会が今後事業計画等を策定する際にはめざす方向の内容を反映させ、PDCA サイクルによる取組を着実に推進することにより更なる発展に努めて参ります。

国保連合会・国保中央会の「めざす方向 2023」についてのご説明は、以上でございます。

す。

(議 長)

ただ今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

特にご質問もないようですので、これもちまして通常総会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。また、円滑にすべての審議が終了できましたことを重ねてお礼申し上げまして、議長を退任させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

(事務局)

畠中町長、ありがとうございました。

これを持ちまして、国保連合会通常総会を閉会とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。